燕市立 小・中学校における

食物アレルギー対応マニュアル



燕市教育委員会

令和4年7月改訂

〔目 次〕

は	じめに		L
行	攻の役割		L
	学校給食における食物アレルギー対応の大原則	川(文部科学省)	
	食物アレルギー対応の基本的な考え方(新潟県	₹)	
	食物アレルギー対応の取り組み(燕市)		
1	食物アレルギーとは	3	3
2	学校における対応	4	Į.
	(1) 食物アレルギー対応委員会等の設置		
	(2) 食物アレルギー対応に関する校内におけ	ける基本方針	
	(3) 教職員の役割		
	(4)職員の研修		
	(5)個人情報の取扱い		
	(6) 事故及びヒヤリハット事例の報告		
3	食物アレルギーに対応した給食の提供に	:ついて 8	3
	(1) 学校給食における食物アレルギー対応等	等の内容	
	(2) 除去対応をしない食材		
	(3) 弁当対応の考慮対象		
	(4)食物アレルギーに関する給食費の取扱い	Y	
	(5) 医師の診断		
	(6) 食物アレルギー対応が解除になった場合	うの取扱い	
	(7)乳糖不耐症等アレルギー以外の疾病の取	対扱い	
4	食物アレルギーの調査と把握(校内の流	ih)12	2
5	食物アレルギー相談会及び新年度の打合	では会等	3
	(1)食物アレルギー相談会		
	(2) 新年度打合せ会		
	(3)食物アレルギー打合せ(学校給食で提供	もしない食物のみがアレルゲンの児童生徒	<u>:</u>)
6	給食提供までの流れ	17	7
	(1) 食物アレルギー対応給食に関わる資料の)やりとりのフローチャート図	
	(2) 食物アレルギー対応給食の流れ		
	(3) 乳糖不耐症等により牛乳を停止する場合	うの流れ	
7	緊急時対応	20)
	(1) 学校内の体制		
	(2) 消防機関との情報共有		

8	給食献立の作成上の配慮		21
	(1) 給食で提供しない食品・提供を控える食	品	
	(2) 給食で使用する食品の選定		
	(3) 調理確認と検食の実施		
9	学校生活に関する活動		22
	(1) アレルギーと関連の深い学校の活動		
	(2) 食に関する学校行事や学習活動		
	(3) 注意を要する教材・学習活動		
	(4)運動を伴う活動		
	(5) 遠足、校外学習		
	(6) 宿泊を伴う活動		

資料

食物アレルギー発症時の緊急連絡体制の流れ 職員の役割分担とチェックシート アレルギー症状への対応手順 症状チェックシート 経過記録票 エピペン®の使用方法 救急車要請(119番通報)のポイント 緊急連絡体制 食物アレルギー調査のスケジュールと提出書類

様式集

※本食物アレルギーマニュアルの作成にあたっては、文部科学省及び新潟県の対応指針、東京都・新潟市・長岡市のそれぞれの食物アレルギー対応マニュアルから一部を引用しました。

はじめに

文部科学省は、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針」を示し、全ての児童生徒が給食の時間を楽しんで過ごせるとともに、安全性を最優先に考えながら給食を提供するよう定めました。

食物アレルギーをもつ児童生徒に対しては、栄養教職員や養護教諭、担任だけでなく、 学校の管理職をはじめとするすべての教職員、学校給食センター職員、教育委員会関係者、 医療関係者、消防関係者が相互に連携し、それぞれが当事者としての意識と共通認識を強 くもって組織的に対応することが必要となっています。

そのため、各機関が、より一層安全・安心かつ確実な食物アレルギー対応の実現に取り 組んでいただくようお願いします。

行政の役割

| 文部科学省 | 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断に よる「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- ◎ 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の 取組を支援する。

新 潟 県 食物アレルギー対応の基本的な考え方

- 1 対応は教育委員会の方針に基づき、組織的に行う。
- 2 学校生活管理指導表の提出を必須とする。
- 3 安全性の確保のため、完全除去対応とする。
- 4 緊急時対応のための体制づくりと研修を実施する。
- 5 関係機関との連携を図る。

燕 市 食物アレルギー対応の取り組み

- 国、県に基づき、燕市では以下の食物アレルギー対応に取り組みます。
- 1 燕市食物アレルギー対応委員会の設置※
- 2 食物アレルギー対応の基本指針の策定
- 3 食物アレルギー対応に関するマニュアルの策定
- 4 研修の実施と研修機会の確保
- 5 医療機関及び消防機関と連携体制の構築
- 6 食物アレルギー対応充実のための環境整備及び支援
- 7 全ての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- 8 専門的に相談できる体制の構築
- 9 学校等の管理下にない場所(学童保育等)での対応

※燕市食物アレルギー対応委員会とは

幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校における食物アレルギー対応については、 教育委員会・学校関係者・医療関係者・消防機関等が連携を図り、共通認識をもって対応 できるよう、下記の事項について基本方針を決定するための協議の場を設けます。

食物アレルギー対応の基本方針

- 1 食物アレルギーをもつ児童生徒の園・学校生活
- 2 食物アレルギー対応における関係機関との連携
- 3 食物アレルギーの知識の普及や緊急時の対応の研修
- 4 園・学校への指導・支援
- 5 園・学校給食における食物アレルギー対応
- 6 園・学校・給食センターの施設・人員等の環境整備

委員構成 燕市食物アレルギー対応委員会設置要綱 (組織)第3条より抜粋 (組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 医師
 - (2) 学校保健会の理事校長
 - (3) 燕・弥彦総合事務組合消防本部の代表
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者

1 食物アレルギーとは

私たちの体には、細菌やウイルスなどの病原体の侵入から体を守る「免疫」という働きがあり、この免疫が、食物などの本来は体に害を与えない物質をも異物と判断して過敏に反応した結果、じんましんやかゆみ、咳などの症状を引き起こすことを「アレルギー反応」と言います。

食物アレルギーは、食物を食べたり、触ったり、吸い込んだりした時に起きる体に有害な反応のうち、免疫システムが働いているものと定義されています。

食物アレルギー反応は、いつでも、どこでも、だれにでも起きる可能性があり、生命にかかわる場合もあります。まずは、食物アレルギーを正しく理解し、子どもたちが安全に学校生活を送ることができるようにしましょう。

(1)食物アレルギーの種類

○即時型

原因食物を食べてから2時間以内に症状が現れ、じんましんのような症状から命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまである。

- ○口腔アレルギー症候群 食後5分以内に口の中に症状(イガイガ、ヒリヒリ、かゆい)が現れる。
- ○食物依存性運動誘発アナフィラキシー 原因食物を食べてから2時間以内に運動をすることにより、アナフィラキシー^{**}症状が起きる。

※アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、息苦しさなどの呼吸症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下し、意識レベルの低下や脱力をきたすような場合を、アナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態を意味します。

2 学校における対応

食物アレルギーの対応が必要な児童生徒のために、「食物アレルギー対応マニュアル」を全教職員が目を通して、食物アレルギーについて正しく理解し、食物アレルギー児童生徒の把握と、学校での対応(緊急時を含む)について、教職員が日頃から共通理解を図る必要があります。

また、学校では校内に食物アレルギー対応委員会を設置して、学校生活全般にわたる個別の対応計画を立てるなどして、適切に保護者と教育委員会や学校給食センターが連携し、協力していくことが求められます。

(1) 食物アレルギー対応委員会等の設置

- ① 役割
 - ○アレルギー疾患をもつ児童生徒の健康管理や対応について検討する。
 - ○個々の児童生徒の「食物アレルギー個別取組プラン」を作成する。
 - ○症状の重い児童生徒に対する支援の重点化を図る。
 - ○校内外の支援体制や救急体制を整備するとともに、緊急時の対応を行った場合には 事後の検証、改善を行う。
 - ○全教職員の共通理解を図る。
 - ○校内研修を計画し、実施する。
 - ○取り組みを評価、検討し、「食物アレルギー個別取組プラン」の改善を行う。

② 委員会の構成メンバー

校長 (総括責任者)、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、給食主任、 学年主任、学級担任及び関係職員

※必要に応じて以下の者を追加できる。

栄養教諭等、教育委員会、学校医、主治医、部活動顧問、調理実習または校外活動等で食物を扱う場合の担当教員、児童クラブ指導員、関係する保護者など

(2) 食物アレルギー対応に関する校内における基本方針

全ての児童生徒が安全に学校生活を過ごせるよう、次の事項について基本方針を策定します。

- ○食物アレルギーをもつ児童生徒の学校生活での管理と配慮について
- ○食物アレルギー対応の研修について
- ○学校給食における食物アレルギー対応について

食物アレルギーについては、学習指導要領解説を参照の上、食に関する指導全体計画に 位置付け、教職員全体で共通理解を図ること。

(3) 教職員の役割

職種	具体的な内容									
管理職	○「食物アレルギー対応委員会」を開催する。									
(校長、教頭)	○食物アレルギー対応の基本方針を全教職員へ指導する。									
	○保護者との面談会などで食物アレルギーの対応について、基本的な考え方を									
	説明する。									
	○教職員への指導、研修を行う。									
	・教職員が食物アレルギー症状や対応に共通理解がもてるように、校内研修 を定期的、計画的に行う。									
	・教職員に対し必要な研修の機会を与え、食物アレルギーに関する正しい知し									
	識をもち、誰もが迅速かつ適切な対応ができるようにする。									
	○緊急時(食物アレルギー症状発症時)のリーダーとなる。									
	○他機関との連携窓口となる。									
学級担任	○保護者と面談し、食物アレルギーなどの状況や対応方法等の情報を収集す									
教職員	る。									
	○把握している児童生徒の情報をサポートに入る教職員も含めて共有する。 ○給食や調理実習、宿泊研修などの活動について配慮を行う。									
	○船長く調査关目、相相切じなどの指動について能感を行う。 ○給食対応の内容について、本人が理解できるよう指導し、誤食や体調の変化									
	を感じた時の対応について指導する。									
	○食物アレルギーをもたない児童生徒に対しては、食物アレルギーをもつ者へ									
	の配慮を含むアレルギーについて、正しく理解できるよう、教材等を使用し、									
	指導する。									
	○給食時の座席配置や給食当番、配膳方法について留意し、学級全体を指導す 									
	る。 ○エピペン®などの保管場所を全教職員が確認し、緊急対応に備える。									
養護教諭	○食物アレルギー調査票を管理す ○食物アレルギー児童生徒を事前に調									
	る。									
	○内服薬やエピペン®の管理をす ○食物アレルギー相談会において保護									
	る。 者と面談し、食物アレルギーの状況や									
	○緊急時には応急手当の中心とな 対応方法等の状況を把握する。 □ □ □ □ □ □ □ □ □									
	り、迅速かつ適切な対応をとる。 ○「食物アレルギー個別取組プラン」を ○緊急時は搬送先の医療機関へ連 作成し、教職員と情報を共有する。									
	○系心時は腕込儿の医療機関へ建 TF成し、教職員と情報を共有する。 絡し、その後、学校医へ報告する。 ○教職員が食物アレルギーに関する正									
	○緊急時は経過記録票を記入し、救 しい理解を深めるための校内研修を									
	急隊員へ引き継ぐ。 行う。									
給食主任	○校内での食物アレルギー対応給									
	食を安全に提供できるように給									
N/ 24 4 /1 = \	食センターと連携をとる。									
栄養教諭等	○食物アレルギー相談会において保護者と面談し、食物アレルギーの状況や対 応方法等の状況を把握する。									
	○安全な給食の管理、運営を実施する。									
	・個別の食物アレルギー対応表の作成。									
	・調理員への的確な指示、混入事故の無い調理の管理。									
	・調理から配缶までのダブルチェックの実施。									

(4)教職員の研修

- ○学校は、新年度開始から給食が始まるまでの間に必ず全教職員で食物アレルギーに係る緊急時対応の研修をしてください。
- ○食物アレルギーの基本的な知識を全教職員が理解するために、校内で研修の機会を設け、文部科学省から配布されたDVD等を活用して研修してください。(校内研修のポイント参照)
- ○毎年度、教育委員会では市の食物アレルギー対応に関する説明会や研修会等を行います。管理職や養護教諭、給食担当などが中心に参加し、全教職員で情報を共有してください。

≪校内研修のポイント≫

- ① 食物アレルギーの基本的な知識の理解
 - ・食物アレルギー、アナフィラキシーショックとは(定義、頻度、原因、症状、治療)
- ② 校内及び関係機関との連携体制の構築
 - ・幼稚園、こども園、保育園、小学校、中学校、高等学校との連携の在り方
 - ・食物アレルギーをもつ児童生徒に対する個別指導の在り方
 - ・「学校生活管理指導表」や食物アレルギーをもつ児童生徒の「食物アレルギー個別取組プラン」についての共通理解
- ③ 日常生活での配慮事項
 - ・給食での対応(対応食の受け渡し等、誤食、誤配を防止するための対策とシミュレーション)
 - ・給食以外での対応(学習活動、学校行事等での配慮)
 - ・児童生徒に対する説明や協力の在り方(食育の授業、教材の活用)
- ④ 緊急時の対応
 - ・学校におけるアレルギー疾患対策資料 (DVD) の視聴 (毎年、全教職員が視聴すること)
 - ・緊急時対応マニュアルにそった校内での役割分担の確認
 - ・緊急時の判断と対応

(初期対応の重要性、シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携)

- ・「エピペン®」の使用方法(法的解釈、保持者・保管場所の確認、実技) ※エピペン®を所持している児童生徒がいる学校は給食開始前にエピペン®練習用トレーナーを用いた使用方法を確認しておくこと。
- ・アレルギー発症後の児童生徒の心のケア

≪研修の資料≫

平成27年3月に文部科学省から各学校へ配布済です。

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版」
- ・学校におけるアレルギー疾患対策資料(DVD)
- ・「エピペン®」練習用トレーナー(市教委からは4本貸し出し可能)
- ・学校給食における食物アレルギー対応指針

(5) 個人情報の取扱い

食物アレルギーをもつ児童生徒の個人情報や個別対応計画については、教職員が情報の共有を図るとともに厳重な管理とプライバシーへの配慮が必要です。個人情報は、職員室の所定の場所で保管し、メールで報告する際はパスワードをかけるなど、管理には十分に注意してください。

(6) 事故及びヒヤリハット事例の報告

食物アレルギーによる事故発生時は、ただちに保護者へ連絡するとともに、速やかに 教育委員会へ報告し、指導を仰ぐなどして、全教職員で情報を共有し、同じ事故を繰り 返さないよう周知徹底してください。

なお、事故だけでなく、ヒヤリハット事例についても、同様に教育委員会へ報告して ください。

また、報告は「食物アレルギーによる(事故・誤食・ヒヤリハット事例)発生報告書」(学様式 11)を使用します。

3 食物アレルギーに対応した給食の提供について

- ○食物アレルギー対応は、安全性を最優先とします。
- ○食物アレルギー対応給食の提供にあたっては、医師が作成した学校生活管理指導表に 基づき行います。なお、学校生活管理指導表は毎年提出が必要です。
- ○給食は、原因食物を「提供するかしないか」の二者択一を原則とし、食べられる量に より献立を調整するような段階的なアレルギー対応は行いません。
- ○給食対応は、原因食物の完全除去を原則とします。
- ○食物アレルギーに対応した給食の提供にあたっては、保護者との食物アレルギー相談会を行い、その対応については、学校や教育委員会、学校給食センターの三者で協議し、決定します。なお、食物アレルギーの状況や原因食物の内容により、給食で対応できない場合もあります。
- ○食物アレルギー対応は児童生徒のみ対象とし、教職員及び実習生は対象外とします。
- ○食物アレルギー以外の理由により給食や特定の食材が食べられない場合は、保護者による「疾病等以外の理由による学校給食中止の届出書」(学様式15)または、医師による「食物アレルギー以外の疾病等による給食対応指示書」(学様式16-2)の提出により対応します。

(1) 学校給食における食物アレルギー対応等の内容

〔詳細な献立表の配布〕

以下の食物アレルギー対応を行う場合は、それぞれの対応に該当する全ての児童生徒に詳細な献立表(もりつけ表、アレルギー対応表、配合表(希望者のみ)、食材詳細表、定番使用調味料&加工食品一覧表)を配布する。(詳しくは P17 参照)

内容									
〔配膳しない対応〕	除去食提供、代替食対応がない場合は配膳しない。								
[除去食対応] アレルゲンを含む食品を加えない料理を提供する。									
〔代替食対応〕	単品として提供する料理や食品についてアレルゲンを含まない								
	ものを提供する。								
〔弁当対応〕 一部弁当	対応 除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心献								
	立、かつその代替食提供が給食で困難な場合、その献立								
に対してのみ部分的に弁当を持参する。									
完全弁当	対応 食物アレルギー対応が困難なため、毎日弁当を持参する。								

※給食センターでつくるアレルギー対応食は、原則1日1品とする。

※アレルギー原因物質は、自分で取り除いて食べることはせず、配膳しないことを原則とする。

(2) 除去対応をしない食材

食物アレルギーの原因物質に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい 下記の食品については、基本的に除去対応はいたしません。

	原因食物/除去する必要のない調味料・だし・添加物等(香辛料含む)										
鶏卵	卵殻カルシウム	ゴマ	ゴマ油								
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム	魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう								
小麦	しょうゆ、酢、みそ	肉類	エキス								
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ										

[※]上の表に記載のある調味料・だし・添加物等(香辛料含む)については、基本的に除去対 応はしませんが、表に記載のないものについては完全除去を基本とします。

(3) 弁当対応の考慮対象

以下の(ア)(イ)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、校内の食物アレルギー対応委員会において弁当対応を考慮します。

ただし、個々の対応にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとるなどして 決定します。

- (ア) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合
 - (a) 調味料、だし、添加物等(香辛料含む)の除去が必要
 - (b) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

●同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

●原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

●えび、かにを補食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)を使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- (c) 多品目の食物除去が必要
- (d) 食器や調理器具の共用ができない
- (e) 油の共用ができない
- (f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- (イ) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合
- ※給食の献立作成にあたっては、できるだけ全員が給食を食べられるように配慮します。

(4) 食物アレルギーに関する給食費の取扱い

- ○食物除去食については、基本的に除去した食材の返金はしません。
- ○飲み物についてのみ、牛乳(200m1)及びその代替用飲料がアレルギーで飲めない場合は、飲用牛乳の単価で欠食した本数分を返金します。
- ○すべてを弁当持参で対応する場合は、給食費の徴収をしません。
- ○飲用牛乳のみ提供する場合も、面談を行った後に対応を決定します。提供する場合は、 【1本単価×飲んだ牛乳の本数】で徴収します。
- ○宗教上の理由から牛乳が飲めない場合も、面談を行ったうえで対応を検討します。
- ○食物アレルギー対応は児童生徒のみ対象とするため、返金についても教職員及び実習 生は対象外です。

(5) 医師の診断

食物アレルギーをもつ児童生徒は、学校生活全般にわたりアレルギー対応を必要とするため、必ず毎年「学校生活管理指導表」の提出が必要となります。食物アレルギーの経過観察と食物アレルギー除去の解除に向けた適切な指導が必要なことから、場合によっては主治医と相談し、食物経口負荷試験のできるアレルギー専門医への受診を促します。

また、学校給食センターでは、「学校生活管理指導表」の提出がなければ、食材詳細表の提供などは行わないこととします。

≪医師の診断の必要性≫

アレルギー専門医の報告によれば、「乳幼児早期型の食物アレルギーの原因食物(卵・乳・小麦・大豆)は、3歳までに50%、6歳までに90%の耐性化を獲得しうる」とあり、定期的な耐性化の検証と負荷試験の実施が必須になっています。

また、食生活の広がりに伴い、乳幼児期と学童期では原因物質にも変化がみられます。

一度湿疹が出たとか、吐いただけで食物アレルギーだと自己診断をするケースもあるので、適切に食物アレルギーの対応を行うには、成長段階に応じた、医師の診断による正しい指示が必要です。

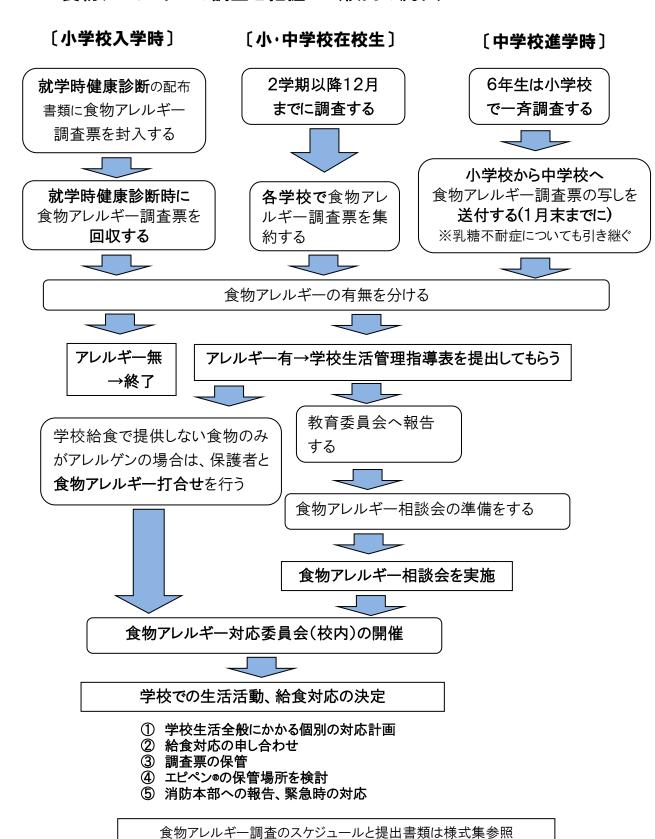
(6) 食物アレルギー対応が解除になった場合の取扱い

- ○学校は、保護者が主治医から食物アレルギー対応の解除報告を受けた場合、「食物アレルギー対応の解除証明書」(学様式 10)の提出を求めます。
- ○解除となった食物が給食対応している場合、学校はその証明書の写しを教育委員会学 へ提出します。
- ○教育委員会は、「食物アレルギー対応の解除証明書」(学様式 10) を受け、保護者に対しては「食物アレルギー対応食の解除通知」(給様式 3) を送付します。
- ○解除に伴い給食対応を変更します。

(7) 乳糖不耐症等アレルギー以外の疾病の取扱い

- ○医師による「食物アレルギー以外の疾病等による給食対応指示書」(学様式 16-2)の 提出により対応します。期間終了後も引き続き対応が必要な場合は、再提出が必要と なります。
- ○小学校で証明があった場合は、小学校長が中学校長へ引き継いでください。
- ○教育委員会は、「食物アレルギー以外の疾病等による給食対応指示書」(学様式 16-2) を受け、保護者に対して「食物アレルギー以外の疾病等による給食対応決定通知」(給 様式 4)を送付します。

4 食物アレルギーの調査と把握 (校内の流れ)



5 食物アレルギー相談会及び新年度の打合せ会等

(1)食物アレルギー相談会

- ① 目的
 - ○現在の食物アレルギーに関する情報を詳細に把握し、学校での生活活動全般を安全 に行う。
 - ○医師による管理や指示を確認し、成長期における不必要な食物除去を回避する。

② 参加者

保護者、管理職、養護教諭、給食主任、学級担任、栄養教諭等、教育委員会、学校医(協力が得られる場合)

③ 対象

給食対応	新入学	1年	2年	3年	4年	5年	6年/新中1	中1年	中2年		
牛乳停止 (乳糖不耐症による)	必須	1	2	希望者のみ	<i>'</i> }			希望者のみ			
詳細表のみ		必須	必須						必須		
除去食						必須	必須	必須	必須	必須	,,
代替食											

④ 相談者の決定

○調査 保護者に9年間使用する「食物アレルギー調査票」を記入してもらう。



○抽出

「食物アレルギーをもつ児童生徒について一覧表」(教委報告様式)に まとめ、教育委員会へ報告する。



さらに、給食の対応が必要な児童生徒を抽出する。

- ○案内 以下のとおり、上記で抽出した児童生徒の保護者へ、案内を送付する。
 - ・「食物アレルギー対応に必要な書類の提出について(お願い)」(学様式 1-1、1-2)
 - ・「家庭における除去の程度一覧表」(学様式2)
 - ・「学校生活管理指導表の記載について(お願い)」及び「学校生活管理 指導表(記入例も添付)」(学様式3)
 - ・「消防機関への個人情報提供同意書について(お願い)」(学様式8)(必要な者のみ)
 - ・「食物アレルギー相談会のご案内」(学様式4)

⑤「食物アレルギー個別取組プラン」(学様式6)の作成

食物アレルギー相談会の聞き取り内容や保護者から提出された「食物アレルギー調査票」、「学校生活管理指導表」等をもとに、個別対応計画をまとめ、必ず全ての教職員で情報を共有する。

※新規発症・転入については、新入学時と同様に行う。

年度途中で新規アレルギー様症状発症の疑いがある場合は、保護者に医療機関での受診をすすめ、受診の際は給食だよりを持参していただき、医師に給食献立内容等を確認してもらう。

なお、検査結果等が分かるまでは、翌日以降の給食は原則弁当対応とする。ただし、 医師から給食開始の許可、指示があった場合は、その対応に従う。

転入者で食物アレルギー対応が必要な場合は、「学校生活管理指導表」にもとづき、 新入学時と同様な対応を行う。

(2)新年度打合せ会

- ① 目的
 - ○給食・学校生活活動全般における注意事項を確認する。
 - ○担任が替わったことによる保護者の不安を払拭する。

② 参加者

必ず、前年度食物アレルギー相談会に参加した者と担任を含む複数人で行う。

③ 対象

給食対応	1年	2年	3年	4年	5年	6年/新中1	中1年	中2年
牛乳停止 (乳糖不耐症による)								
詳細表のみ	必須	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1任が替わる	場合は必須		必須	担任が場合に	替わるよ
除去食								32.7X
代替食								

④ 会の進め方

新年度に、担任が替わった場合は、給食の始まる前までに、「食物アレルギーに関する新担任との面談について」(学様式13)及び「新年度打合せ会確認事項」(学様式14)を使用し、保護者と打合せを行う。

(3)食物アレルギー打合せ(学校給食で提供しない食物のみがアレルゲンの児童生徒)

- ① 目的
 - ○現在の食物アレルギーに関する情報を詳細に把握するとともに医師による管理や 指示を確認し、学校での生活活動全般を安全に行う。
- ② 参加者 保護者、教職員
- ③ 対象毎年度において必須
- ④ 相談者の決定
 - ○調査 保護者に9年間使用する「食物アレルギー調査票」を記入してもらう。
 - ○抽出 **I**

「食物アレルギーをもつ児童生徒について一覧表」(教委報告様式)に まとめ、教育委員会へ報告する。

- ○案内 以下のとおり、上記で抽出した児童生徒の保護者へ、案内を送付する。
 - •「食物アレルギー対応に必要な書類の提出について(お願い)」(学様式 1-1、1-2)
 - ・「学校生活管理指導表の記載について(お願い)」及び「学校生活管理 指導表(記入例も添付)」(学様式3)
 - ・「消防機関への個人情報提供同意書について(お願い)」(学様式 8)(必要な者のみ)
 - ・「学校給食で提供しない食物にアレルギーをもつ児童生徒の食物アレル ギーに関する打合せについて」(学様式12)
- ⑤「食物アレルギー個別取組プラン」(学様式 6) の作成

食物アレルギーに関する打合せの聞き取り内容や保護者から提出された「食物アレルギー調査票」、「学校生活管理指導表」等をもとに、個別対応計画をまとめ、必ず全ての教職員で情報を共有する。

【食物アレルギー相談会などでの留意事項】

- ○食物アレルギー相談会には、必ず該当する給食センターの栄養教諭等・教育委員会の職員が同席するよう調整してください。
- ○就学児は、相談会までに間に合うよう、「学校生活管理指導表」を提出してもらってく ださい。

在校生については、「学校生活管理指導表」の更新が年に 1 回は必要ですので、通院の際に記入してもらうよう依頼してください。

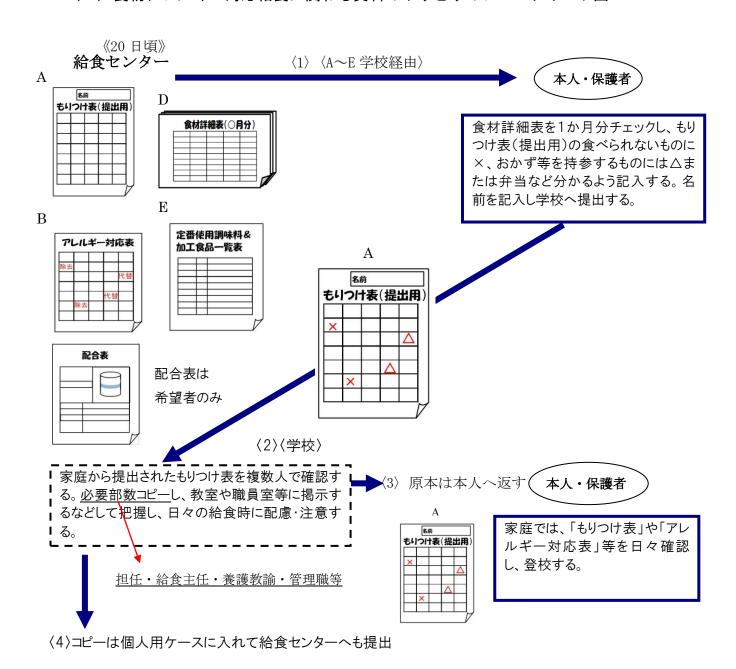
- ○提出された「学校生活管理指導表」の診断内容を確認し、前回提出された診断内容から 変更があった場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。
- ○入学時・進学時、担任が替わった場合は、必ず新年度に打合せ会を行ってください。
- ○食物アレルギーをもつ児童生徒には、毎年、食物アレルギー相談会などにおいて状況を 確認してください。
- ○食物アレルギー以外の理由により、給食や特定の食材が食べられない場合は、保護者による「疾病等以外の理由による学校給食中止の届出書」(学様式 15) または、医師による「食物アレルギー以外の疾病等による給食対応指示書」(学様式 16-2) の届出が必要です。

市外へ転出する場合は、食物アレルギー調査票を児童生徒の家庭へ返し、本人が転出先の学校へ提出する。

中学校を卒業する時は、食物アレルギー調査票を生徒の家庭へ返す。

6 給食提供までの流れ(給食センター⇔保護者⇔学校)

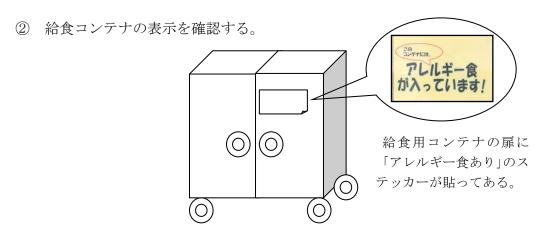
(1) 食物アレルギー対応給食に関わる資料のやりとりのフローチャート図



※配膳しない対応のみや、給食センターで除去食・代替食の対応をしていない場合は、Bのアレルギー対応表のお届はありません。

(2) 食物アレルギー対応給食の流れ

① 職員朝会等で、当日の給食にアレルギー対応食が届くことを全職員で申し合わせる。 (学校給食センターからは前日中に「アレルギー食を届けます」の FAX を送ります。)



③ コンテナに食物アレルギー食が入っているか確認する。



- ④ 対象の児童生徒のクラス用の台車・配膳棚や教務室等の所定の場所に配置する。
- ⑤ 配置したことを管理職に報告する。
- ⑥ 担任は、本人が食物アレルギー対応食を食器にあけるまで確実に確認する。

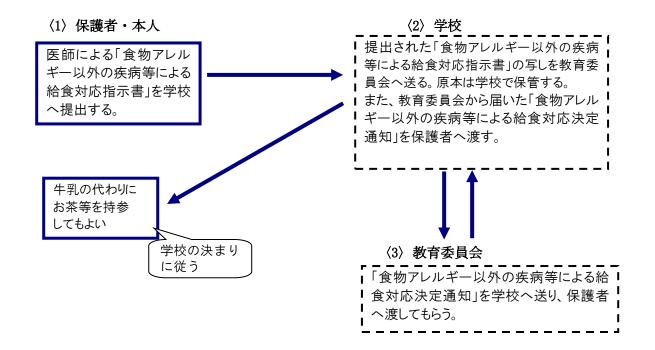
【注意事項】

- ○食物アレルギーをもつ児童生徒の給食は1番先に配膳する。 (アレルゲンの飛沫を防ぐためにトレー全体にラップする場合もある。)
- ○食物アレルギーをもつ児童生徒は他の児童生徒と給食の交換をしない。
- ○代替食・除去食等対応のある日は、食物アレルギーをもつ児童生徒のその日のおか わりは全て禁止する。

※お弁当の取扱い

家庭から持参したお弁当は教務室の所定の場所で保管し、取りに来た本人に確実に渡す。

(3) 乳糖不耐症等により牛乳を停止する場合の流れ



7 緊急時対応

(1) 学校内の体制

日頃から、食物アレルギーに関する情報を正確に把握するとともに、緊急時の対応については、管理職、養護教諭が中心となり教職員間で共通理解を図っておきます。

また、症状が発症した場合を想定し、その対応を食物アレルギー調査票等で確認する とともに、必ず教職員全員が救急法などの研修を通して緊急時の対応方法を体得します。 なお、いつ、どこで緊急事態が起こるか分からないので、教室ごとに緊急時の役割分 担表や救急車要請の手順などの資料を備えておきます。

重篤なアレルギー症状 (アナフィラキシーショック) が発症した場合には、学校内で の緊急手順に従い、適切な対応を行ってください。

(2) 消防機関との情報共有

エピペン®(アドレナリン自己注射薬)の処方を受けている、または、食物アレルギーでアナフィラキシーを起こす可能性のある児童生徒については、保護者の同意を得た上で「消防機関への個人情報提供同意書について(お願い)」(学様式 8)、「エピペン®が処方されている児童生徒への対応について(お願い)」(学様式 9)を消防本部に提出して情報の共有化を図ります。

また、児童生徒がアナフィラキシー症状を起こして救急搬送を依頼する場合は、エピペン®が処方されていること及び使用の有無を救急隊員に伝えます。

なお、緊急搬送先は、燕市では県立吉田病院に受け入れをお願いしています。エピペン®を持っている児童生徒・緊急搬送の可能性がある児童生徒は緊急搬送を想定すると県立吉田病院を受診しておくのが望ましいと考えますが、緊急時の受け入れ先を含めて主治医と相談していただくことをお勧めします。

8 給食献立の作成上の配慮

学校給食センターでつくる食物アレルギー対応食は原則1日1品とし、安全性を最優先に考えて献立を作成します。給食は完全除去対応を基本とし、食べることのできる量により献立を調整するなどの複雑かつ段階的な対応は行いません。

また、食物アレルギー原因食物が入っていることが分かるような献立名にします。

(1) 給食で提供しない食品・提供を控える食品

① 学校給食で提供しない食物は次のものです。

そば、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ (ピーカンナッツ)、ブラジルナッツ、生卵、生魚介類、生(非加熱)魚卵、たらこ、長いも・山いも、キウイ

- ② 発症数の多い原因食物である 卵・乳・小麦・えび・かに は、次のように提供方法等 を工夫します。
 - ○使用頻度を検討します。
 - ○できる限り、1回の給食で複数の料理に食物アレルギー原因食物を使わないように 配慮します。
 - ○同じ原因食物の使用を最小限とし、食物アレルギー対応を単純化します。
 - ○同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、1週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなどを考慮します。
 - ○加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を 考慮します。(ハム、かまぼこ等)
- ③ その他、申請のあった食物
 - ○児童生徒の実態に応じて対応を検討します。

(2) 給食で使用する食品の選定

- ○給食物資の選定にあたっては、教育委員会も同席して行います。
- ○給食で使用する食品については、事前に選定会議で品質、組成、成分を確認し、調理 過程の注意点についても検討します。

(3)調理確認と検食の実施

- ○調理確認は複数で行い、ダブルチェックを行います。
- ○調理品の確認と検食は栄養教諭等が行い、検食カードに記録します。

9 学校生活に関する活動

(1) アレルギーと関連の深い学校の活動

- ○動物との接触を伴う活動
- ○花粉、ホコリの舞う環境での活動、清掃
- ○長時間の屋外活動
- ○運動(体育、クラブ活動、昼休みの運動)
- ○水泳
- ○給食
- ○調理実習など食材を扱う授業
- ○修学旅行、遠足

(2) 食に関する学校行事や学習活動

- ○食材を扱う、給食以外の食物を口にする活動では、保護者との食物アレルギー相談会 等で把握します。
- ○活動の前に、保護者の了解を得た上で、影響がないように食材の準備等に配慮します。 〈収穫感謝祭など〉使用する食材に食物アレルギーの原因になるものが無いか確認。 〈調理実習など〉 家庭科を指導する教諭は、使用食材に注意。
- ○クラス内に食物アレルギーをもつ児童生徒がいない場合でも、他のクラスと合同で活動を行う際には、他のクラスに影響が及ばないか十分に検討する必要があります。
- ○担任が不在になる場合、代わりにクラスを受け持つ教諭に対し、食物アレルギー児童 生徒への注意事項、給食時の対応などについて情報の伝達を十分に行います。

(3) 注意を要する教材・学習活動

- ○小麦…粘土、うどん、パン作り
- ○そば…そば打ち、そば栽培
- ○ピーナッツ…豆まき、燃焼実験
- ○大豆…豆まき、みそ作り、豆腐作り
- ○牛乳…牛乳パックのリサイクル、牛乳パック洗浄、机にこぼれた牛乳(拭いた雑巾も) 乳飲料・デザートなどの入っていたペットボトル・デザート容器などでの工作 乳飲料を用いた理科の実験

(4) 運動を伴う活動

食物依存性運動誘発アナフィラキシーの児童生徒は、食後(朝食・給食等の後)の体育の時間や部活動、休憩時間の遊びなどにより発症することがあるので注意します。(食事のみ、運動のみでは発症しないとされる。)

また、マラソン、登山などでも食後に発症する場合があるので、服薬の携帯、エピペン®の携帯に注意し、場合によっては参加を見合わせることや行事の変更も検討が必要となります。

(5) 遠足、校外学習

- ○おやつや弁当を持参する場合は、友達同士で交換しないよう事前指導を行います。
- ○エピペン®や内服薬を処方されている児童生徒については、遠足や校外学習時も携帯するよう指導し、随行する教職員にも周知しておきます。
- ○エピペン®や内服薬の保管場所及び緊急時の搬送先医療機関についても、事前に確認 しておきます。

(6) 宿泊を伴う活動

- ○常に給食で対応している場合でも、活動の前には再度十分な調査や確認を行い、万一 に備える心構えが必要です。
- ○旅行社を通して宿泊施設、食事提供施設から献立や食材の詳細表などを取り寄せ、保 護者と食事内容の確認を行うとともに、食物アレルギー対応食が提供できるか確認し ます。
- ○出掛ける先々の緊急対応についても配慮し、事前に周囲の医療機関について調査し、 迅速に対応できるようにします。
- ○重篤な食物アレルギーがある、またはエピペン®を処方されているなどの場合は、主治医と相談して紹介状を書いてもらうなど、保護者と検討してください。

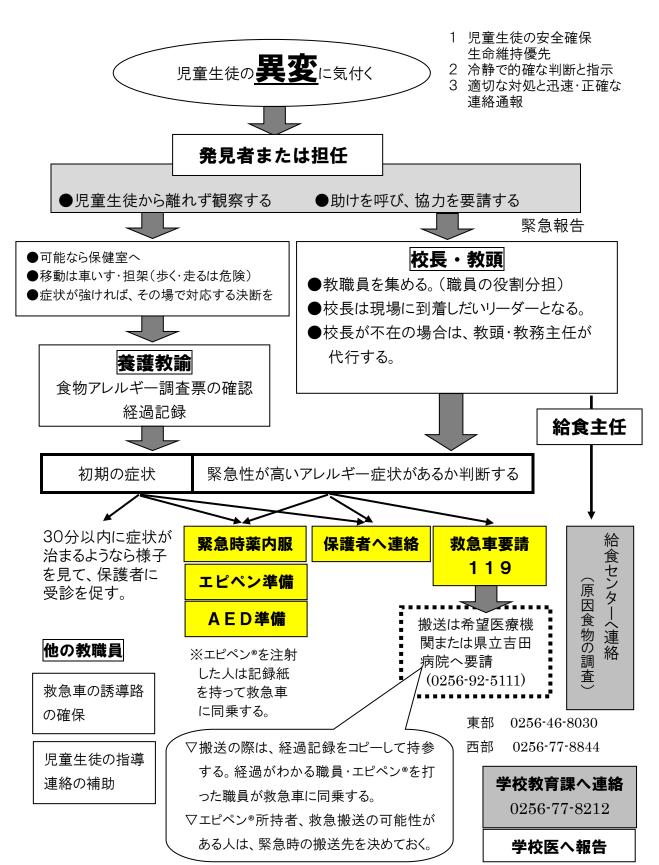
≪宿泊を伴う活動等で必要な対応≫

- ・旅行社との連携(宿泊施設や交通機関への確認)
- ・宿泊場所の選定 (アレルギー対応食の提供、そば枕の除去)
- ・食事の献立表や成分表の取り寄せ
- ・自由行動中の活動や食事の検討
- ・交通機関との連絡調整 (新幹線の食事の確認、飛行機へのエピペン®持ち込み)
- ・自宅からのお弁当持参
- ・おやつや飲料の内容の検討
- ・お土産の試食の禁止
- ・緊急時の必要書類の携帯
- ・ 引率教職員全員による情報共有
- ・食物アレルギー児童生徒の一覧表の作成と確認
- ・外出先の医療機関に関する情報収集と連絡先の確認

【留意事項】

- ○小学校の修学旅行で対応した内容は記録に残し、中学校へ引き継ぐこと。
- ○アレルゲンが学校給食で提供しない食物のみである場合は、「食物アレルギー個別取 組プラン」(学様式 6)を作成し、学校生活で配慮が必要なことなど、保護者と学校 間で確実に情報共有を行うこと。

食物アレルギー発症時の緊急連絡体制の流れ



職員の役割分担とチェックシート

※それぞれの役割分担を確認し、毎年シミュレーションを行う。

管理者・監督者(□ 現場に到着次第、 □ それぞれの役割の □ エピペン®を注射す □ 心肺蘇生をする。	リーダーとなる。 なででである。 ◆・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
#見者 □ 児童生徒から離れずに観察する。 □ 助けを呼び、人を集める。(大声で呼ぶ。 □ 職員A·Bに「準備」「連絡」を依頼する。 □ 薬の内服介助をする。 □ エピペン®を注射する。または介助する。 □ 心肺蘇生をする。<胸部圧迫:胸の厚さ	または、他の児童生徒に呼びに行かせる。)
職員A「準備」	職員B「連絡」
□ 「食物アレルギー調査票」を持ってきて、 各連絡先を指示する。 □ 内服薬を準備する。 □ エピペン®を準備する。 □ AEDを準備する。 □ エピペン®を注射する。または介助する。 □ 心肺蘇生をする。	救急車を要請する。(119番通報)医療機関へ連絡する。管理者を呼ぶ。保護者に連絡する。⇒らに人を集める。(校内放送)
※エピペン®を注射した職員は記録紙を持って救急! 	車に同乗する。
職員C 「記録」 □ 観察を開始した時刻を記録する。 □ 内服薬を飲んだ時刻を記録する。 □ エピペン®を注射した時刻を記録する。 □ 5分ごとに症状を記録する。	職員D 「その他」一 他の児童生徒たちの対応をする。一 救急車の進入路を確保する。一 救急車の誘導をする。□ 保護者への対応をする。

アレルギー症状への対応手順

※記録は症状チェックシート(P.28)

アレルギー 症状がある (食物の関 与が疑われ る)

原因食物を 食べた (可能性を 含む)

原因食物に 触れた (可能性を 含む)

<アレルギーの症状>

皮膚・粘膜の症状 ・かゆみ、じんま疹、赤くなる ・顔面の腫れ 顔面・目・口・鼻の ・目のかゆみや充血、 症状 まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・ロの中の違和感、唇の腫 消化器の症状 ・腹痛、吐き気、嘔吐、下痢 ·声がかすれる 呼吸器の症状 ・犬が吠えるような咳 ・喉や胸が締め付けられる 急性 ·咳 息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー ・意識がない 全身の症状 ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い

発見者が行うこと

- ①児童生徒から目を離さない、一人にしない
- ②助けを呼び、人を集める
- ③エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する 職員の役割分担(P.26 参照)

緊急性が高いアレルギー症状はあるか

5分以内に判断する

【消化器の症状】

- ・持続する強いお腹の痛み ・繰り返し吐く 【呼吸器の症状】
 - ・喉や胸が締め付けられる ・声がかすれる
 - ・犬が吠えるような咳
 - ・息がしにくい ・持続する強い咳き込み ・ゼーゼーする呼吸

【全身の症状】

・ぐったり ・意識もうろう ・尿や便をもらす ・脈が触れにくい又は不規則 ・唇や爪が青白し

ある

エピペンを注射する

使用方法は P.30 を参照 `

119番通報をする

緊急時様式を参照

- ①「救急です。 食物アレルギーによるアナフィラキシー 患者の搬送依頼です。エピペンを注射しました。」
- ②学校名と住所を伝える
- ③いつ ………… 食後〇〇分

だれが …… 名前、年齢、性別

どうして ……… 原因を伝える 現在どのような状態か… 症状を伝える

④通報者の名前…… △△△△

通報者の連絡先(通報後に連絡可能な電話番号)

⑤ 救急車到着までの救急手当を行う。

*発症後の経過の記録を必ずとる。(P.29 シ-ト)

その場で安静にする

(仰向けに寝かせ、足を上げる。顔は横向きに)

その場で救急隊を待つ

可能なら内服薬を飲ませる

学校医へ電話で連絡する

学校教育課へ連絡する

反応なく呼吸がない場合

保護者へ連絡

内服薬があれば飲ませる

な

い

安静にできる場所へ移動する

保護者へ連絡する

目を離さず、注意深く症状を観察し、 食物アレルギー症状チェックシート (P.28)に従って判断し、対応する

緊急性の高い食物アレルギー症状の 出現に特に注意する

- ①学校教育課に電話で連絡する
- ②食物アレルギー発症報告書(学様 式 11)を学校教育課へ提出する

心肺蘇生を行う

·胸部圧迫

胸の厚さの 1/3

1分間に 100 回のテンポで

症状チェックシート

- ★症状は急激に変化することがあるため、目を離さず、注意深く症状を観察する。経過は裏面の記録表を活用する。
- ★ ____の症状が一つでもあてはまる時は、エピペン®を使用する。 (内服薬との併用は可能)

対象児童生徒名

観察を開始した時刻(<u>時 分</u>) 内脈	る。 それでは、	ン [®] を使用した時刻(<u>時分</u>)
全身の		
□ のどや胸が締め付けられる □ 声がかすれる □ 犬がほえるような咳 □ 息がしにくい □ 持続する強い咳き込み □ ゼーゼーする呼吸	□ 数回の軽い咳	
消化器 の症状 □ 持続する強い(がまんできない) お腹の痛み □ 繰り返し吐き続ける	□ 中等度のお腹の痛み □ 1~2回のおう吐 □ 1~2回の下痢	□ 軽いお腹の痛み(がまんできる) □ 吐き気
目・ロ・ 鼻・顔面 の症状 上記の症状が	□ 顔全体の腫れ □ まぶたの腫れ	目のかゆみ、充血□口の中の違和感、唇の腫れ□くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の 症状	□ 強いかゆみ□ 全身に広がるじんましん□ 全身が真っ赤	□ 軽度のかゆみ□ 数個のじんましん□ 部分的な赤み
	1 つでもあてはまる場合	1 つでもあてはまる場合
①ただちにエピペン®を使用する ②救急車を要請する ③その場で安静にする (立たせたり、歩かせたりしない) ④その場で救急隊を待つ ⑤可能なら内服薬を飲ませる	①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する ②速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮) ③医療機関に到着するまで目を離さずに観察、記録し、□□の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する	①内服薬を飲ませる ②目を離さずに観察し、症状 の経過を記録する。症状の 改善がみられない場合は医 療機関を受診する
ただちに救急車で 医療機関へ搬送	速やかに 医療機関を受診	安静にし、 注意深く経過観察

出典:新潟県ホームページ『学校における食物アレルギー対応指針』より

◇救急搬送の際、救急隊員へ引き継ぎます。

	経過記録票												
										000	学校		
	年	組	名前			生	年月日	平成	年 月	目 日()歳		
住	所												
1	誤 食	時間	平成	年 月	1	日 ()	時	分				
2	食べる	たもの											
3	食べ	た量											
			【処置】・口	の中のもの	りを取り	け除く	・うか	がいをす	る・=	手を洗う			
4	処	理		れた部位で									
ļ .	~	-1	【内服薬の何	_)			
			【エピペン®		あり	・な				h			
			臓器	重症度	O += 1	746 6 10		症		犬			
			【皮膚】	A					、かゆみ	^ -			
				В					、強いかり	りみ			
				Α		ハ唇やま	-						
			【粘 膜】	В	4明	らかな唇	やまぶぇ	たの腫れ	、顔全体の	り腫れ			
			THE BALL	С	5飲	み込み辛	さ						
				D	6声	がれ、声	が出ない	ハ、のど	が締め付り	ナられる			
				Α	⑦鼻汁、鼻閉、単発の咳								
5	症	状	【呼吸器】	В	⑧時々繰り返す咳								
				С	⑨強い咳き込み、声がれ、ぜん鳴(ゼーゼー、ヒューヒュー)、呼吸困難								
				Α	⑩普段よりやや元気がない								
			【全身】	В	⑪明らかに元気がない、立っていられない								
				С	⑫横になりたがる、ぐったり								
				D	⑬血圧低下、意識レベル低下、消失、失禁								
				А	④軽い腹痛、単発のおう吐								
			【消化器】	В	15明	らかな腹	痛、複数	数回のお	う吐や下病	柯			
				С	16強い	,腹痛、	繰り返っ	すおう吐	や下痢				
			n± 88	ال كي		DE 14 /		DCC PT7 半L	(B (A)	4:B (%)	/# . * / 100		
			時間	症が		脈拍(回/分)	呼吸数	(回/分)	体温(℃)	備考欄		
						ļ 		 					
6	症 状	経過				ļ		ļ 					
							ļ						
7	記録	者名											
8	医療	機関	医療機関名		主治图	医名	Ē	電話番号					

厚生労働省:「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を一部改変し、引用

エピペン®の使用方法

万一の緊急事態に備え、エピペン®の使用方法について全職員が研修してください。 また、エピペン®の保管場所を決め、全職員で情報共有してください。

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

①ケースから取り出す



ケースのカバーキャップ を開け、エピペンを取り 出す

⑤確認する



使用前 使用後

エピペンを太ももから離し オレンジ色のニードルカバ 一が伸びているか確認する 伸びていない場合は「④の

戻る

②しっかり握る



オレンジ色のニードル カバーを下に向け、利き 手で持つ

"グ—"で握る

⑥マッサージする



打った部位を10秒間 マッサージする

③安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

介助者がいる場合





介助者は、子どもの太ももの付け根と膝を しっかり抑え、動かないように固定する

④太ももに注射する



太ももの外側に、エピ ペンの先端(オレンジ 色の部分)を軽く当て、 "カチッ"と音がする まで強く押し当てその まま5つ数える

注射した後すぐに抜かない!押し当てたまま 5つ数える!

※エピペン®を注射する場合は、介助者を確保 し、複数で行うことが望ましい。

注射する部位

- 衣服の上から、打つことができる
- 太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん 中よりやや外側に垂直に注射する。





資料:東京都健康安全研究センター「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用

救急車要請(119番通報)のポイント



119番 火事ですか? 救急ですか?

① 救急であることを伝える。

「救急です」



住所は どこですか? ②救急車に来てほしい住所を伝える。

「燕市〇〇〇〇学校です」 「住所は……です」



どうしましたか?

③「いつ、だれが、どうして、どのような状態か」を分かる範囲で伝える。

エピペン®の所持や使用の有無も伝える。

<例>

「給食を食べた後にアナフィラキシーを起こしたので、救急 搬送をお願いします。○年生女子(男子)の◇◇さんです。救急 搬送の同意書は消防本部に提 出しています。」

「食後××分経っています。」 「エピペンを注射しました。」



ゲー あなたの名前と ドー連絡先を教えて ・ください。 ④電話している人の名前と連絡先を伝える。 通報後、連絡可能な電話番号を伝える

「私は○○学校の△△です」 「連絡先は□□─□□□□です」

※ 救急車から、折り返し電話がくることがあるので、連絡先の電話は常につながるようにしておく。

緊急連絡体制

児童生徒が下校後に食物アレルギーを発症した場合

